

平成22年4月1日

営業所専任技術者の施工現場配置の特例措置について

営業所専任技術者の施工現場配置の特例措置については、次のとおりとします。

(1) 施工現場に配置できる工事について

建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定める営業所専任技術者は、下表に示す工事においてのみ、現場代理人又は主任技術者として配置することができます。

配置技術者の種類	営業所専任技術者と兼務可能な工事
現場代理人	請負代金額 500 万円未満で下記 (2) の地域要件に該当する工事
主任技術者	請負代金額 4,000 万円未満 (建築一式工事は 8,000 万円未満) で下記 (2) の地域要件に該当する工事

※主任技術者は、建設業の種類に応じた資格が必要です。

(2) 営業所の地域要件について

平成15年4月21日付、国総建第18号の「営業所における専任の技術者取り扱い」の通知により特例として「工事現場と営業所が近接している場合 (下表参照)」に限り、営業所専任技術者を現場代理人又は主任技術者として配置することができます。

施工場所	特例による営業所所在地の近接要件
横須賀市内	横須賀市・逗子市・葉山町・三浦市・横浜市金沢区に所在する営業所専任技術者が配置可能
市外	施工場所の市又はその隣接地 (政令市は区、郡は町) に所在する営業所専任技術者が配置可能
(例) 海老名市	厚木市・座間市・大和市・綾瀬市・藤沢市・高座郡寒川町に所在する営業所専任技術者が配置可能

※ただし、上記 (1) の取扱いを満たすことにより配置することができます。

平成26年4月1日改正

平成28年6月1日改正

令和5年1月1日改正